

平成27年度産業・理科教育教員派遣研修実施要項

1 目 的

産業教育・理科教育に関して優れた調査研究課題を有する者について、産業教育・理科教育に関する研修を行うにふさわしい大学又は施設に派遣し、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等を修得させ、もって産業教育・理科教育担当教員の資質を向上し、その指導力の強化を図ることを目的とする。

2 主 催

独立行政法人教員研修センター

3 共 催

文部科学省

4 期 間

- (1) 原則として1年、6か月又は3か月とする。ただし、特別の事情があるときは、1か月以上1年未満の範囲内の月数とすることができる。
- (2) 前項の期間は、2事業年度にわたることはできない。

5 研 修 先

大学、企業（工場、農場、事務所、研究所等）その他の産業教育及び理科教育に関する研修を行うにふさわしい施設において、当該施設の管理のもとに研修を行う。

6 受 講 者

(1) 受講資格

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の産業教育又は理科教育を担当している教職員並びに教育行政機関において産業教育又は理科教育を担当している職員とする。

(2) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会及び附属学校を置く各国立大学法人において、別紙様式1「推薦名簿」により取りまとめ、平成27年2月27日（金）までに事業部教育課題研修課あてに提出する。

その際、別紙様式2「事業計画書」も併せて提出する。

なお、研修先と十分協議のうえ推薦すること。

(3) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき、教員研修センターが決定し通知する。併せて、教員研修センターから受講者の受入れについて研修先施設の長に依頼する。

7 研 修 内 容

産業教育・理科教育に関し、社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等の修得等、産業教育・理科教育の指導に役立つものとする。

8 受 入 れ の 報 告

研修先施設の長は、6（3）の依頼があったときは、当該受講者の受入れを決定のうえ、別紙様式3「受入れ報告書」を速やかに教員研修センターに提出する。

9 経 費

- (1) 研修に必要な経費は、1か月当たり25,000円を上限とする。
ただし、やむを得ない事情により、1か月当たりの経費が25,000円を超える場合は、別途協議する。
- (2) 研修に必要な経費は、派遣者または受講者が負担する。教員研修センターは経費を研修先施設に支払い、派遣者または受講者は経費を教員研修センターに支払う。
なお、経費の支払方法は別途通知する。
- (3) 研修期間は、研修を開始すべき日の属する月から、その研修を終了すべき日の属する月までの月数とする。

10 研修の中止等

- (1) やむを得ない理由により、研修の取り止め、研修期間中における研修の中止もしくは中断又は研修期間の変更等を余儀なくされたときは、速やかに、その理由書及び研修先施設の長の承諾書を付して都道府県等を経て教員研修センターに届け出なければならない。
- (2) 教員研修センターは、前項の届出のあったときは、速やかに、研修の取消又は研修期間の変更等を決定し、その旨を届出のあった都道府県等に対して通知する。

11 実施状況等の調査

教員研修センターは必要に応じ、事業の実施状況について、実態調査を行う。

12 研修終了の報告

受講者は、研修期間終了後1か月以内に、別紙様式4「研修成果報告書」を教員研修センター宛て郵送にて提出する。

なお、本研修終了後、教員研修センターは受講者アンケート等を行う。